

1号調整池完成のお知らせ

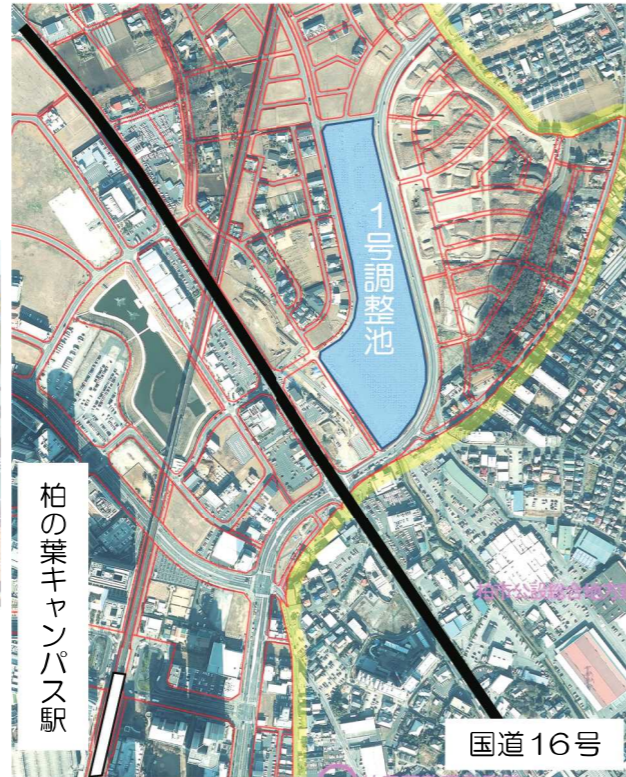
この度、正連寺地区東側の1号調整池が完成し、新たに4haの憩いある水辺空間が形成されました。

周辺の道路や区画についても、順次整備を進めてまいります。



～調整池の役割～

一時的に雨水を貯留し流出量を調整することで、洪水などを未然に防止します。



宅内建柱の御協力をお願い

柏北部中央地区では、交通安全や景観等への配慮のため、電柱を宅地内に設置することとしています。

皆様の宅地整備に併せて、NTT東日本(株)や東京電力パワーグリッド(株)が宅地内への建柱協議に伺う場合がありますので、御協力をお願いします。

電柱が路上に設置されると……

- ・電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
- ・電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの交通の妨げになる。



路上に設置



電柱を宅地内に設置すると……

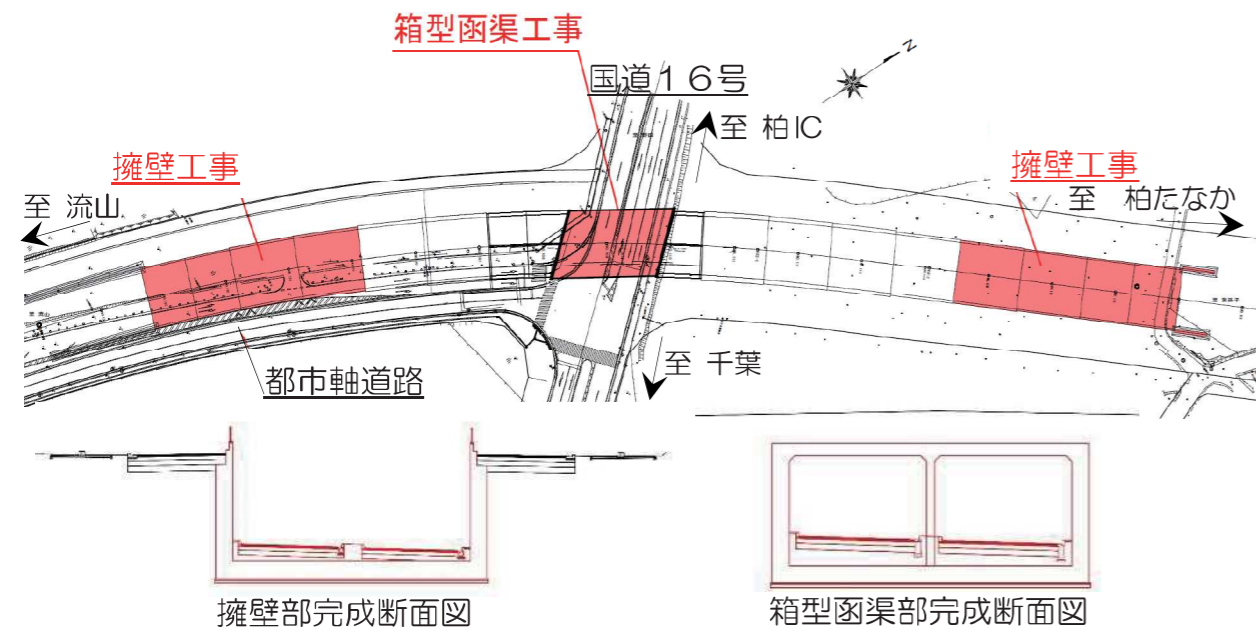
- ・道路上の視界が広がり、歩行者や自転車等の通行がより安全になる。
- ・電柱への違法広告などがおさえられ、まちの美観が保たれる。



宅地内に設置

都市軸道路アンダーパス工事に着工しました

都市軸道路(都市計画道路十倉二船戸線)のアンダーパス工事(国道16号との立体交差化)について、6月中旬から下記の3つの工事に着手しました。



工事中、道路の切り回し等により御不便をお掛けすることがありますが、御理解と御協力をお願いします。

換地課からのお願い

1. 権利が変動した際は届出してください

本土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転がある際は、所有権移転登記を行ったあと、当事務所に届出してください。届出用紙は、当事務所に用意してあります。

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

土地地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間(換地処分公告の日までの間)事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、土地地区画整理法第76条の規定による許可が必要となります。

当事務所に事前相談をお願いします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更(切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等)
- ③移転が容易でない物件(重量が5t超)の設置またはたい積

事前相談のあと許可申請書をお渡しします。

許可申請書は、柏市北部整備課に提出してください。